

# 月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第16号 2016年4月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を  
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会  
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1  
近畿大学教職教育部 富岡研究室  
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP(最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 日本国憲法第26条	和崎 光太郎	2
逸話と世評で綴る女子教育史(16) メリーキダーと大江卓の 巡り合いが“キダーさんの女学校”をつくる	神辺 靖光	5
大阪市の女子教育⑦ 一西区女子手芸学校の生徒一	徳山 倫子	8
新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道(16) 学校沿革史にみる補習科・専攻科(12):島根県(6)	吉野 剛弘	11
正岡子規と夏目漱石の展示をみて思うこと 一松山@坂の上の雲ミュージアムと神奈川近代文学館一	谷本 宗生	14
近代日本における大学予備教育の研究⑩ 一神戸商業大学の大学予科設置運動①一	山本 剛	16
戦前期日本の女子専門学校の教育理念及び教育内容③ 女子英学塾の教育理念	ママトクロヴァ ニルファル	19
「学生寮の時代」⑦ 一大正時代の寄宿舍研究一	金澤 冬樹	24
東京帝国大学農科大学(学部)実科の独立運動 一帝国議会への請願運動③一	松嶋 哲哉	28
どんなことが「自治ではない」とみなされたのか(14) 一東京 府尋常中学学友会雑誌にみる生徒の言説(その2)一	富岡 勝	32
アクティブ・ラーニングに思う	小宮山 道夫	35
刊行要項(2015年6月15日現在)		38
編集後記		39

## コラム 日本国憲法第26条

わさき こうたろう  
和崎 光太郎

(京都市学校歴史博物館)

日本国民の多くは、6歳になると学校へ通い、少なくとも9年間、教育を受ける。この「教育を受ける」ということは、いったい何によって保障されているのだろうか。

日本国憲法における教育に関する条文は、第26条に見られる。同条で有名なものは2項で、そこには、

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

とある。この条項ゆえに、「義務教育」という言葉は、小学生でも知っている。

しかし、そもそもなぜ、保護者には「普通教育を受けさせる義務」があるのだろうか。この問いに即答できる大学生は、少なくとも私の非常勤勤務先の大学では、皆無である。学生によっては、少し考えてから、「社会に役立つ人に育てるため」や、「大人になって最低限のことを出来るようにさせるため」と答える。

もちろん、答えは一つではない。しかし、役に立ちたいかどうかは自分で決めることだし、最低限のことをできるようにするというのは、いったい誰にとつてのどのような場面での「最低限」なのだろうか。そもそも、我々はこのようなことを考えるとき、無意識に「健常者」のことだけを考え、障害のある子ども、特に重度・重複障害のある子どもたちのことを忘れてしまっていないだろうか。

話を元に戻そう。なぜ保護者には「普通教育を受けさせる義務」があるのかという問いの答えは、実は同条1項に書いてある。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

つまり、子どもには教育を受ける権利がある。日本国憲法に言う権利とは、基本的人権のことであり、その権利(自由権や社会権など)を保障するために、保護者は「子女」に教育を受けさせる義務がある。だから、「義務教育」なのである。

この論理は、戦後に日本国憲法が制定されて初めて国家レベルで認められた。権利としての教育という思想は、それ以前のような国家(天皇)にとって役に立つ人を育てるための義務教育観<sup>1</sup>からの、大きな転換だった。しかし、憲法第26条1項には、少し気になる部分がある。「ひとしく教育を受ける権利を有する」の前に書かれている、「その能力に応じて」、である。

昨年末から今年3月にかけて、私の勤務する博物館で、企画展「京都における特別支援教育のあゆみ」を開催した<sup>2</sup>。開催する動機の根底にあったのは、「教育を受ける権利」とは何か、という問いだった。この問いを考えるにあたっては、「その能力に応じて」の解釈が必要になる。これはいったい、どういう意味なのだろうか。

ちなみにこの問いは、教育に携わるすべての者にとって、避けて通ることはできない。というのも、この「能力」云々は、憲法第26条を踏襲して旧・新教育基本法にも明記されており、その部分の解釈次第では、子どもの教育権を剥奪することを正当化し得るからである(「能力」が無いから教育しなくてもよい、という理屈)。

この「能力」云々の解釈をめぐる議論は、「義務教育」を謳いながらも養護学校だけが義務制実施を延期された戦後30年ほどの間、決着がつけられずにいた<sup>3</sup>。しかし、現在我々は、清水寛による一連の研究<sup>4</sup>から学ぶことができる。清水曰く、憲法の成立過程等を勘案すると、この「能力に応じて」は、「ひとしく」という権利の無差別平等を実現化するための補充規程であり、「能力に応じて」権利を奪うことを正当化するものではない。

今さら私がこのようなことを述べているのには、昨今の二つの出来事が背景にある。一つは、昨年9月に、憲法第9条の解釈が国会ではなく閣議決定によって変更されたこと。もう一つは、上記企画展開催中の今年2月に、放送法第4条の解釈が、総務大臣の発言によっていとも簡単に変更されたこと<sup>5</sup>。こ

の二つの出来事は、憲法第26条および教育基本法における「能力」云々の解釈が、いつ何時、国会での議論を経ずに(または形式的な「議論」だけを経て)変更され得るのかを、はっきりと示したのである。もちろんこれは、障害児教育だけの問題ではない。このコラムの冒頭で発した問いの、根幹に関わる問題である。

教育史研究の成果は、すぐに役立つものではない。しかし、いつ訪れるかわからない「来たるべき時」に備え、現在の教育が正当性を持つ根拠の実証を積み重ね、その根拠を批判検証しながら、歴史研究者以外にもわかる形で結実させておかねばならない。上記二つの「まさか」の出来事は、憲法第9条だけではなく、憲法第26条、及びその関連法の脆さを、予見させる。その脆さが潜在から顕在となる時(=「来たるべき時」)に備えておくのが、歴史研究者に課せられた使命であろう。

---

<sup>1</sup> もちろん例外もある。例えば、糸賀一雄に「わが国の特殊教育の開拓者であるとともに育ての親でもあった」と言わしめた田村一二における義務教育観は、その典型だろう。

<sup>2</sup> 展示内容は、和崎光太郎編著『図録 京都における特別支援教育のあゆみ』(京都市学校歴史博物館、2016年)を参照されたい。<http://kyo-gakurehaku.jp/exhibition/h27/1212/index.html#zuroku>で閲覧可。

<sup>3</sup> 渡部昭男「『排除から包摂へ』のあゆみ」『SNEジャーナル』(第21巻第1号、2015年10月)77-79頁。

<sup>4</sup> 清水寛「教育史学とは何か——教育史研究における障害児教育問題研究の意義と視角——」『日本の教育史学』(第14集、1971年10月)、清水寛『発達保障思想の形成——障害児教育の史的探究——』(青木書店、1981年)など。

<sup>5</sup> これがどのような変更であったのかは、池上彰「新聞ななめ読み 高市氏の電波停止発言」『朝日新聞』(2016年2月26日付朝刊)を参照。

**\*このコラムでは、読者の方からの投稿もお待ちしています。**

## 逸話と世評で綴る女子教育史(16)

メリーキダーと大江卓の巡り合いが“キダーさんの女学校”をつくる

かんべ やすみつ  
神辺 靖光(月刊ニューズレター同人)

明治2年8月、改革派の宣教師ブラウン夫妻とともに横浜に上陸したM・Eキダーは、ブラウンの任地である新潟に向かった。6人の武士に護衛された物々しい旅であった。尊王攘夷の空気がたれ込めた物騒な時代であったからである。新潟の英学校でブラウンは教鞭をとり、キダーも女子生徒を教えたり、ブラウン宅でバイブルクラスをつくったりした。翌3年、ブラウンが神奈川県学校(修文館)の校長になって横浜に帰るので、キダーはまたもブラウンに同行して横浜に帰った。そしてヘボン塾の女子生徒を預かって彼女の私塾をはじめたのである。

キダーは日本で女子教育をしようと強い信念をもって来日した。改革派の本部も彼女の熱意を信頼して女性宣教師に任命したのである。生徒がふえるにつれて、診療所であり、ヘボンの研究室でもあったヘボン塾に仮寓していられなくなった。たまたま神奈川県権令・大江卓の夫人がキダー塾に通っていたのでキダーはそのことを大江



M・E・キダー

卓に相談した。大江はキダーの願いに応じて、野毛山にあった県の庁舎の一部をキダーに貸し与え、授業に必要な教具教材を揃え、外国人居留の山手から野毛山に通う人力車を車夫つきで提供した。まだキリスト教禁教中の明治5年9月のことである。かくして“キダーさんの学校”と呼ばれる女学校がはじまるのだが、この神奈川県権令・大江卓の援助が、いかに破天荒なことであつたか、キリスト教禁令、解禁の嵐を述べよう。

維新政府のキリスト教に対する方針は旧幕府と変わらず、むしろそれを強化しようとするものであった。新政権樹立早々の慶応4年(1868)年3月、政府は「<sup>キリシタン</sup>切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁」という高札を掲げることを命じている。九州では隠れ切支丹が姿を現わしたが、新政府はこれを弾圧した。“浦上くづれ”と言われるものである。この高札や弾圧に対し、外国の公使たちの抗議が相次いだ。しかし政府は高札の文言から「邪宗」の文字を取り去ったり弾圧に対しては言を左右にして、その態度を変えなかった。しかし時勢はこれを許さなかった。岩倉大使一行が欧米各地を巡行した時、大使らは各地でキリスト教徒迫害に対する猛烈な抗議を受け、ために交渉や談判は進まなくなってしまった。窮した岩倉はこれを打開するために信仰の自由を許せと打電した。かくして政府の宗教対策はキリスト教解禁に一決した。明治6(1873)年2月24日、解禁の太政官布告が出た。その文面は「従来高札面ノ儀ハ一般熟知ノ事ニ付、向後取除キ可申事」という奥歯に物がはさまったような、わけのわからないものであった。これはこういう意味である。



晩年の大江卓

これまでキリスト教禁止のことは高札を掲げてきたので一般に知れ渡った筈であるから今後、この種の高札は立てないことにする。簡単に言えば、キリスト教禁止の高札は取り除けということである。政府高官の案か、下っ端役人の考えた事か知らないが、どのようにも言い逃がれがができる文言である。幕末維新の動乱の中での苦勞から生み出された悪知恵であろうが、この官僚的文言が、その後の日本の政治、外交に顔を出して混乱を招くのである。

それはさて置き、キダーの女学校建設はキリスト教解禁前であるにもかかわらず、どんどん進んだ。しかしそれは開港地横浜という特殊な土地柄と大江卓という開明的な神奈川県権令との出会いを抜いては考えられない。

日米修好通商条約によって横浜港が開かれたのは安政6(1859)年である。幕府は巨費を投じて波止場、運上所、神奈川奉行所を建設し、波止場の近くに異人屋敷地(外国人居留地)をつくった。貿易がはじまるとそれをあて込んだ日本人商人が近郊から集り、海岸通、北仲通、本町通、南仲通に売込商、引取商と呼ばれる貿易商が軒を並べた。寒村横浜は忽ちのうちに貿易都市に変貌した。新政府がこの地を見逃す筈がない、神奈川奉行所を引き継いで明治元年6月、神奈川府とし、9月には神奈川県となって次々に近郊の地域を管轄していった。このように関東各地から集まった商人と外国人が居住する貿易都市に県庁を置く神奈川県令は国際的視野を持つ新感覚の人物でなければならない。明治5年5月に着任した大江卓はまさにそのような人であった。元土佐藩士、英式練兵を学び国事に奔走、明治元年、兵庫県判事試補、工部省七等出仕をへて神奈川県権令になった。弱冠26歳であった。ゆえに県令でなく一階級下の<sup>ごん</sup>権令になったのであろう。しかし当県は権令の上に県令はいない。自分の妻をキダー塾に通わせて英語を習わせたのも、キリスト教禁教時代でありながらキダー塾を<sup>かんない</sup>関内(外国人居留地)の外にある野毛山の県庁に間借りさせたのも彼の開明性にある。そしてそれを平然と許す気風が他地域から集った貿易商の間に醸し出されていたのである。

## 参考文献

『フェリス女学院110年小史』

比屋根安定『日本基督教史』

## 大阪市の女子教育⑦

### —西区女子手芸学校の生徒—

とくやま りんこ  
徳山 倫子(京都大学大学院・日本学術振興会特別研究員 DC)

今回は、西区女子手芸学校の生徒層について検討する。まずは、前回紹介した「大阪市西区女子手芸学校入学案内」(1912(明治45)年2月20日現在)の後半部に記載されている、入学資格に関する事項について引用しよう。

#### 一、入学者の資格

高等小学校卒業の女子

高等小学校半途退学にして引続き裁縫を学習し相当の実力あるもの  
六ヶ年の尋常小学校卒業後二箇年以上裁縫を学習し相当の実力あるもの

各種の女学校を卒業又は相当程度迄修業せしもの(但高等女学校卒業者は特別学級に編入し修身、唱歌、裁縫を除くの外一切の科目を随意科とす)

右の外相当の年齢に達し相当の実力あるもの

#### 一、簡易学習

一般生徒には家庭の所要と学習との調和を謀らんが為めこれが便宜を謀り尚年長者又は一家の主婦其他家事に係累多き婦人には尚相当の便宜を与へて簡易に学習せしむ

#### 一、入学の手續

一学年、二学年、特別学級を通じて約九十名の入学を許す、希望者は本日より三月末日迄に便宜学校へ申出でらるべし書類其他は便宜を謀るべし



高等小学校卒業又は相当の学歴あるものは入学試験を用ひず相当学級に編入す

編入学級は通学に同伴者又は親戚関係等あるものは出来能ふ限り同一学級に編入す

本校は総定員貳百名(一学級二十五名平均)とす故に今回募集人員にして志願者定員九十名を超過するときは申込前後の順序により予定人員のみ入学を許すものとす故に入学申込期限内と雖も先願者の数により入学を謝絶することあるべし

同資料によると、同校の入学資格としてまず高等小学校卒業が挙げられているが、これは必ずしも必須ではなく、尋常小学校卒業でも2年以上「裁縫」を学習した者であれば入学が可能であった。また、高等女学校卒業者のための「特別学級」の設置や、「年長者又は一家の主婦其他家事に係累多き婦人」に「相当の便宜を与へて簡易に学習せしむ」といった措置もなされており、満14歳以上の様々な立場の女性の入学が想定されていたことが判る。入学試験に関しては、「高等小学校卒業又は相当の学歴あるもの」に対しては実施されず、基本的には先着順で入学者が決定されていたようである。

では、同校には実際にどのような生徒が入学したのだろうか。1912(明治45)年度の『大阪市学事統計』によると、同年度の西区には22校の尋常小学校と9校の高等小学校があり、これらに付設された各種学校(裁縫学校・女子手芸学校)は合計15校であった。また、大阪市全体で見ると、尋常小学校88校・高等小学校25校に38校の各種学校(裁縫学校・女子手芸学校)が付設されていた。表は西区の小学校に付設された裁縫学校・女子手芸学校における生徒年齢・学歴・授業料を示したものである。生徒の年齢については、西区女子手芸学校の生徒の最低年齢は14歳9か月であり、これは他校の生徒の最低年齢よりも高かった。この値は大阪市全体で見ても最も高いものであり、同校の入学年齢は他校と比較して高かったことが判る。生徒の学歴に着目すると、西区女子手芸学校には「尋常未卒業」・「尋常卒業」の生徒が在学しておらず、このために生徒の最低年齢が高かったと考えられる。

一方、他校においては「尋常卒業」の生徒が多数入学しており、14歳以下の生徒も入学していた。西区女子手芸学校の生徒の最高年齢は24歳5か月であり最高年齢も他校と比較して最も高かったが、他校においても20歳以上の生徒は在学しており、同校が特別に年齢の高い生徒を集めていたとは考えにくい。というのも、西区女子手芸学校の生徒の平均年齢は15歳2か月であったが、西区全体の平均は15歳0か月、大阪市全体の平均は15歳3か月であり、同校の生徒の平均年齢は高くなかったことが判るからである。授業料に関しては、西区女子手芸学校は他校と比較して倍近く高い。大阪市全体と比較しても、最も高額であった。

表 西区の小学校に付設された裁縫学校・女子手芸学校における生徒年齢・学歴・授業料

	生徒年齢(年, 月)			学歴(生徒数)				授業料(銭/月)	
	最低	最高	平均	尋常未卒業	尋常卒業	高等卒業	その他	区内	区外
西区女子手芸学校	14, 9	24, 5	15, 2	—	—	169	6	75	100
東江裁縫学校	11, 10	15, 11	13, 10	—	49	6	2	40	60
鞠裁縫学校	13, 2	18, 5	15, 4	—	34	11	—	40	60
明治裁縫学校	12, 11	17, 8	14, 6	—	38	4	—	30	45
廣教裁縫学校	12, 0	19, 0	16, 0	—	52	19	3	40	60
西六裁縫学校	12, 10	18, 8	13, 7	—	55	5	—	40	60
堀江裁縫学校	14, 0	20, 0	15, 0	2	54	6	—	40	60
高台裁縫学校	13, 1	22, 3	15, 6	—	42	21	1	40	60
日吉裁縫学校	12, 8	17, 11	15, 6	—	31	15	2	40	60
松島裁縫学校	13, 10	19, 7	16, 8	—	24	6	—	40	80
三軒家裁縫学校	13, 0	18, 0	16, 0	3	20	8	—	30	45
木津川裁縫学校	13, 0	18, 0	14, 0	—	31	—	1	40	50
市岡裁縫学校	12, 8	16, 6	13, 9	2	17	1	2	40	60
春日出裁縫学校	12, 10	17, 7	14, 2	—	26	8	—	30	30
西九条裁縫学校	14, 0	16, 10	15, 3	2	12	6	—	30	30

出典：1912(明治45)年度『大阪市学事統計』より作成。

これらのことから、西区女子手芸学校の生徒の大半は高等小学校卒業者であり、尋常小学校卒業者が多く入学していた他校と比較して、生徒の学歴は相対的に高かったと言える。また、授業料も他校と比較して高額であり、比較的裕福な家庭の子女が通っていたと考えられる。

ところで、女子教育史における先行研究では、ある程度以上裕福な家庭の子女の多くは高等女学校に通っていたことが明らかにされているが、高等女学校と西区女子手芸学校にはどのような差異があったのだろうか。これについては次回で検討する。

## 新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道(16)

### 学校沿革史にみる補習科・専攻科(12):島根県(6)

よしの たけひろ  
吉野 剛弘(東京電機大学)

今号では、補習科の教員の動向を検討したい。以前に検討した福岡県とは異なり、島根県の補習科は一貫して高等学校の中に設置されつづけている。よって、その担当教員は本科と同様であるから、基本的には学内の教員が担当し、必要に応じて非常勤講師が入るということになる。

どの学校においても、比較的最近の時期の補習科の担当教員については、学校沿革史である程度把握できる。しかし、その程度とは、補習科の主任と担任教員であり、授業科目の担当教員まで把握することはできない(松江東高等学校の『創立20周年記念誌』(2004年)には非常勤講師の一覧があるが、担当教科等は不明である)。学校の内部文書にまで入り込まなければ、教員の実態には踏み込めないということである。

このような中で、松江南高等学校は、10周年の沿革史から一貫して補習科の主任と担任が分かる。松江南高等学校に補習科が設置されたのは創立6年目のことなので、50周年の時期までの補習科の主任と担任を一貫して追うことが可能である。島根県の補習科設置校で比較的最近の時期の主任と担任が分かるのは、他校の沿革史において松江南高等学校のそれが踏襲されていることによるのであろう。

表1は、松江南高等学校の補習科の教員の動向を示したものである。主任と担任について、専門の教科、前年度の担当学年、校務分掌を示したものである。

ここからは、補習科の主任・担任の特徴として、以下の点が指摘できる。

- (1)受験に必要な教科を担当する教員のみである。
- (2)設置当初の時期を除けば、ほとんどが進路指導部(旧・進学指導部)の教員である。
- (3)前年も補習科を担当していた教員でない者が担当となる場合、多くは3年の教員である。

表1 松江南高等学校の補習科主任・担任

	主任			担任		
	(前年)	教科	分掌	(前年)	教科	分掌
1966(昭和41)	松本良三	数学主	補導・進学	有田宗一	理科主	施設主
1967(昭和42)	松本良三	* 数学主	補導	有田宗一	* 理科主	保健主
1968(昭和43)	松本良三	* 数学主	(無)	堀江以喜雄	理科	施設主
1969(昭和44)	松本良三	* 数学主	渉外	佐草昭	国語	渉外主
1970(昭和45)	松本良三	* 数学主	(無)	藤岡大拙	社会	教務
1971(昭和46)	佐藤	* 進路	堀江	堀江	理科	進学主
1972(昭和47)	佐藤	* 進路	堀江	*	理科	進学主
1973(昭和48)	佐藤	* (無)	長谷川良	3年		教務
1974(昭和49)	佐藤	* (無)	石賀	3年		図書
1975(昭和50)	清水	3年 進路	和田	3年		進路
1976(昭和51)	清水	* 進路	和田	*		進路
1977(昭和52)	清水	* 進路	西村	3年		進路
1978(昭和53)	清水	* 進路	西村	*		進路
1979(昭和54)	清水	* (無)	景山寛	3年	数学	(無)
1980(昭和55)	佐藤寿夫	2年 英語主	進路	景山寛	* 数学	進路
1981(昭和56)	和田淑彦	3年 社会	進路	景山寛	* 数学	進路
1982(昭和57)	和田淑彦	* 社会	進路	景山寛	* 数学	進路
1983(昭和58)	和田淑彦	* 社会	進路	野津満	3年 数学	進路
1984(昭和59)	岡本修治	3年 理科	進路	野津満	* 数学	進路
1985(昭和60)	景山寛	3年 数学	進路	大田肇	3年 英語	進路
1986(昭和61)	岩浅宏志	3年 理科	進路	大田肇	* 英語	進路
1987(昭和62)	岩浅宏志	* 理科	進路	八幡成人	3年 英語	進路
1988(昭和63)	井田幸男	2年 理科	進路	八幡成人	* 英語	進路
1989(平成1)	井田幸男	* 理科	進路	清水和則	3年 理科	進路
1990(平成2)	清水和則	* 理科	進路	早見富士夫	3年 数学	進路
1991(平成3)	清水和則	* 理科	進路	早見富士夫	* 数学	進路
1992(平成4)	小林邦彦	3年 英語	進路	福間俊行	1年 数学	進路
1993(平成5)	山崎武道	3年 国語	進路	村上浩二	3年 英語	進路
1994(平成6)	三島敏裕	3年 国語	進路	長野博	1年 理科	進路
1995(平成7)	長野博	* 理科	進路	三島敏裕	* 国語	進路
1996(平成8)	長野博	* 理科	進路	藤原泰樹	3年 理科	進路
1997(平成9)	松田夏夫	3年 理科	進路	渡辺宏志	3年 英語	進路
1998(平成10)	山根正明	3年 地公	進路	今井靖	3年 理科	進路
1999(平成11)	今井靖	* 理科	進路	石橋一美	3年 数学	進路
2000(平成12)	白井泉	3年 地公	進路	石橋一美	* 数学	進路
2001(平成13)	田中聡仁	3年 理科	進路	石橋一美	* 数学	進路
2002(平成14)	渡辺宏志	3年 英語	進路	藤原篤	3年 理科	進路副
2003(平成15)	坂根昌宏	3年 地公	進路	矢上桂子	3年 国語	進路
2004(平成16)	津森敬次	3年 地公	進路	作野健一	3年 国語	進路
2005(平成17)	長野宏	3年 数学	進路	江川教司	3年 地公	進路副
2006(平成18)	新宮成浩	3年 国語	進路	足立芳樹	2年 数学	生徒副
2007(平成19)	新宮成浩	* 国語	進路	足立芳樹	* 数学	進路
2008(平成20)	藤原篤	3年 理科	進路	作野健一	3年 国語	進路
2009(平成21)	長野宏	3年 数学	進路	若月正弘	1年 英語	進路
2010(平成22)	小林努	3年 英語	進路	若月正弘	* 英語	進路

\*は前年度も補習科

分掌の斜体は進路指導部(旧・進学指導部)に入っていないもの

「主」:主任 「副」:副主任 「(無)」:沿革史からは確認できず

『松籟』第1号(1970), 巻末折込付表より 『松籟』第2号(1981), pp.216-219より

『松籟』第3号(1990), pp.271-273より 『松籟』第4号(2002), pp.279-287より

『松籟』第5号(2013), pp.232-234より

(1)に関していえば、松江南高等学校の補習科の教育課程が明らかではないので、以前に検討した松江北高等学校や出雲高等学校のように受験に必要な教科を配当していたかどうかは不明である。しかし、他校の状況、そして前号で検討した生徒数に鑑みるに、松江南高等学校でも同様の教育課程のもとに授業が行われていたものと思われる。松江南高等学校だけが特別な教育課程を持っているとしたら、受験への即応性が買われて他校に比して生徒数が多くなる、具体的には松江北高等学校の生徒をも吸収するか、受験への偏向性が嫌われて極端に生徒数が少なくなる、すなわち松江北高等学校の補習科に生徒が流れることが見込まれるからである。このように考えると、(1)の点は松江南高等学校に限った話ではないと考えられる。

(2)については、一般的に進路指導部には各学年の教員団から部員が充当されるから、補習科の教員からも入ることはごく普通である。ただ、2名の教員とも進路指導部というのはいささか異例である。1名が進路指導部なら、もう1名は教務部や生徒指導部という配置もありえないと思われるからである。しかし、補習科が受験準備教育を施していることを考えれば、妥当な措置であろう。補習科関係のすべての教員が進路指導部の分掌にあるかどうかは、上述のような議論の余地があるが、進路指導部の関与は他校でも同様の傾向がみられると考えられる。

また、(3)についても、指導の連続性という、外部の予備校では実現しえない補習科ゆえの強みを考えれば、これもまた他校でも同様の傾向がみられると考えられる。

つまり、上述の(1)から(3)の特徴は、島根県の補習科に共通する特徴であるという仮説を立てることが可能である。この点の検証には、他校の事例も丹念に検討することが必要であるが、先述の通り学校沿革史で把握できる教員の動向は限定的である。詳細な検討は他日に期すことにしたい。

正岡子規と夏目漱石の展示をみて思うこと  
—松山@坂の上の雲ミュージアムと神奈川近代文学館—

たにもと むねお  
谷本 宗生(大東文化大学)

ちょうど、正岡子規と夏目漱石の興味深い展示を見学して、皆さんにもその話を少ししたい!と考えた次第である。まず横浜の神奈川近代文学館にて開催されているのが、「100年目に会う 夏目漱石」展示である。東北大学附属図書館蔵「漱石文庫」からも、1889年第一高等中学校在学中の漱石の「身体検査記録」などが出品されている。へ、身長159センチで体重53キロか。青年期の漱石は、ちゃんと栄養を摂取できていたのかな?と頭によぎる。また神奈川近代文学館蔵の文書「二松学舎卒業証書」「帝国大学文科大学英文科卒業証書」「帝国大学大学院入学許可証」「愛媛県尋常中学校教員嘱託辞令」「第五高等学校英語科教授嘱託辞令」なども興味深い。なかでも、1907年4月の「東京帝国大学文科大学講師嘱託解除辞令」(同館蔵)は、漱石がいわゆる「学者の世界」から「作家の世界」へと没入することを象徴的に示す貴重な文書であろう。展示図録(全88頁)も合わせて手にすれば、在りし日の漱石が等身大によく感じられるかもしれない。

いっぽう松山の坂の上の雲ミュージアムにて開催されているのが、「子規と帝国大学」展示である。この企画展のチラシには、「明治23年に第一高等中学校を卒業した正岡子規や夏目漱石たちは、エリート養成学校となった帝国大学に進学しました。立身出世の夢を抱き上京した子規でしたが、第一高等中学校時代に俳句を本格的にはじめ、その後、小説や紀行、評論など文学活動に没頭していきます。明治25年の試験に落第した子規は、[帝国大学]退学を決意します。子規は、さまざまな進路を模索するなかで、日本新聞社への入社を選択しました。当時の大学生たちは、自らの能力や希望と、立身出世を望む世間とのあいだで葛藤したのです。」と述べられていて、やっぱり松山に行ってこの企画展をぜひ見学したい!と皆さんも思うだろう。よし。松山ま

でのアクセスは飛行機を利用するのが容易で便利かもしれないが、ここはやはり明治の時代を考えるうえでも時間をかけた陸路JRを利用することを個人的にはオススメしたい。企画展の展示図録(全47頁)を手にしながら、実際の展示を鑑賞したらよいだろう。ミュージアムの松原正毅館長は、この企画展にあたり「教育の未来」と称した次のようなコメントをしている。「[帝国大学]中途退学者であった子規がのこした文学的遺産は、時代をこえて輝きを発しつづけるものです。この輝きは、帝国大学卒業生で子規の親友であった夏目漱石の業績にもみられます。子規や漱石ののこした文学的遺産は、高級官僚や高級技術者がはたす役割とは別の場や次元において重要な意味をもつものです。この意味は、長期的な視点からみればかけがいのない機能をはたしてきていることが了解できるでしょう。」(同上図録3頁)。この企画展には、東京大学駒場博物館蔵の「第一高等中学校卒業生名簿」「第一高等中学校卒業生答辞」(1889年7月、卒業生総代水野鍊太郎)「夏目金之助履歴書」(1903年4月、第一高等学校提出)などが出品されている。とくに、神奈川近代文学館蔵の大学院生夏目漱石の「高等師範学校英語授業嘱託辞令」(1893年10月)をみると、帝国大学の大学院に在籍しながらも高等教育機関の嘱託講師をつとめ、いわゆる「学者の世界」を志す漱石のような青年も存在していたことがよく分かる。研究職ポストを獲得するのに苦労する姿は、ホント昔も今も変わらない?のかしら。なかでも、天邪鬼?気質な私がふと気になったのが、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館蔵の坪内逍遙の「東京大学卒業証書」(1883年7月)をみてのことである。英語力に自信のなかった青年期の子規が私塾@進文学舎にて、坪内逍遙から英語を学んだ話(英語が流暢過ぎてかまた講義が面白過ぎてか、あまり英語習得に効はなかった!と証言あり)は皆もご存知だろう。逍遙の東京大学卒業証書には、文学部担当教員らの署名もある。大学総理が加藤弘之、文学部長が外山正一で、法理学の穂積陳重や理財学のフェノロサ、そして日本財政論の渋沢栄一らの名前があり興味が尽きない。

# 近代日本における大学予備教育の研究⑩

## —神戸商業大学の大学予科設置運動①—

やまもと たけし  
山本 剛 (早稲田大学大学史資料センター)

### はじめに

引き続き神戸商大の大学予科設置をめぐる動向を検討しよう。同大学では、1939(昭和14)年に大学予科設置を文部省に要請した。なお、『神戸大学百年史』によると、1929(昭和4)年の大学発足以降おおよそ10年間は大学予科設置に関する史料がなく、その動向が不明であるとしている<sup>1</sup>。たしかに同大学の学内紙である『神戸商大新聞』も先の1931(昭和6)年10月28日付の陳情書(前号15号で検討)に関する記事以外、1931(昭和6)年から1939(昭和14)年までは大学予科設置の動向を伝える記事は掲載されていない。ただし、神戸大学附属図書館大学文書史料室には、1933(昭和8)年6月8日から数日にわたり、学長田崎慎治のもとで大学予科設置問題に関する懇談会が開かれたことが窺える文書が所蔵されている<sup>2</sup>。

この文書には、大学予科設置に関する「研究」項目として、「高等学校令」や大学予科の「敷地、建物」に関して話し合われたメモが記されている。また、同書に神戸商大のほか、東京工業大学、大阪帝国大学工学部、東京文理科大学、広島文理科大学の志願者数及入学者数の出身学校、さらには官公私立高等学校卒業者数、帝国・官立大学収容人員が明記された文書が綴じられている。そして、同書には1938(昭和13)年11月8日付と明記された文書が綴じられてあり、それには翌年の1939(昭和14)に同大学が文部省に提出する陳情書類のうちの「趣意書案(綱要)」と「覚書」が綴じられてある。すなわち、学内では先の1931(昭和6)年に陳情書を出したあたりから33年にかけて、大学予科設置にむけての論議が行われており、各大学志願者



数等の動向も調査しながら、38年には大学予科設置の趣意書案を講じていたことが窺える。

それでは、なぜこの時期に大学予科設置にむけて論議が行われ、実際に1939(昭和14)年に文部省に大学予科設置を要請したのだろうか。繰り返すように、1930(昭和5)年12月の予科問題調査会で、学長田崎慎治は、「予科設置を左程熱望していない」し、大学予科設置にむけて積極的な運動は行わないとしていた。さらに翌年の1931(昭和6)年の陳情書でも政府の財政的な理由から大学予科設置は認められなかったことはすでにふれた。(前号15号)

本号では、同大学が1939(昭和14)年に大学予科設置を文部省に要請するに至る経緯を検討しよう。

## 1 1939(昭和14)年の時代的背景

1939(昭和14)年4月25日付の『神戸商大新聞』には、学長田崎が文部当局その他に大学予科設置を要請したことが報じられた<sup>3</sup>。

同大学では同年の6月19日に臨時総会として大学予科問題が話し合われた<sup>4</sup>。この総会では、「急速」に大学予科設置の「機運」が起こってきたとして、田崎が大学予科設置にむけて文部省に要望を出していることが伝えられたのである。ここで田崎は、このたびの大学予科設置要求の理由として「東亜の時局安定」と「帝国の隆昌」のために、同大学が「貿易或は海外の新市場の開拓、産業、商業方面海運の方面」で「第一線に立つべき開拓の使命を果たす」ためであるとした。さらに、田崎は日本が「戦争に於いて」、「相当成績を挙げて来ている」なかで、今後の「経済戦」を行うにあたり、「卒業生が満州方面へ多数進出し成功を収めて」いる同大学が、「満州方面」の「中心人物、開拓者」を送ることは責任であり、そのためには大学予科を設置し「澆刺たる連中を学校に吸収」して「六ヶ年一貫」の「時局に即した教育」の実施を行うことが必要であると主張した。続いて、次の総会では、田崎は神戸市、同

窓会の凌霜会、卒業生等に向かって、大学予科設置の理由は「国家に貢献したいのが唯一の念願で他に何もものもない」と訴えた<sup>5</sup>。

このような田崎の主張は、周知のように1938(昭和11)年の政府声明がいう「東亜新秩序」を捉えてのものであり、同大学はこの政府声明を念頭におき大学予科設置要求を国家への貢献として理由づけることで認めさせようと図ったものと考えられる。すなわち、同大学では国家への貢献や「東亜新秩序」の名目のもとで大学予科設置を要請したものであるといえよう。時局の「機運」をとらえることで大学予科設置運動を行ったのである。そして、同窓会組織である凌霜会も「このまま大学当局にのみ委して置くべきでない問題であり又大学側よりも切なる援助を求めて来た」として<sup>6</sup>、「緊急総会」を開き文部省に陳情書を送ることになる<sup>7</sup>。

次号では、これらの陳情書類を検討しよう。

---

<sup>1</sup>『神戸大学百年史』通史 I 前身校史、(神戸大学、2002年)、287頁。

<sup>2</sup>「予科設置問題に関する史料」神戸大学文書史料室所蔵。

<sup>3</sup>「愈よ予科設置実現に邁進」『神戸商大新聞』(1939年4月25日)。

<sup>4</sup>「予科問題と緊急総会」『凌霜』第91号、(1939年7月22日、凌霜会)、6—10頁。

<sup>5</sup>「秋季総会」『凌霜』第93号、(1939年12月30日、凌霜会)、30頁。

<sup>6</sup>「予科問題に関し凌霜会緊急総会開く文部省に陳情書呈出」『神戸商大新聞』(1939年6月28日)。

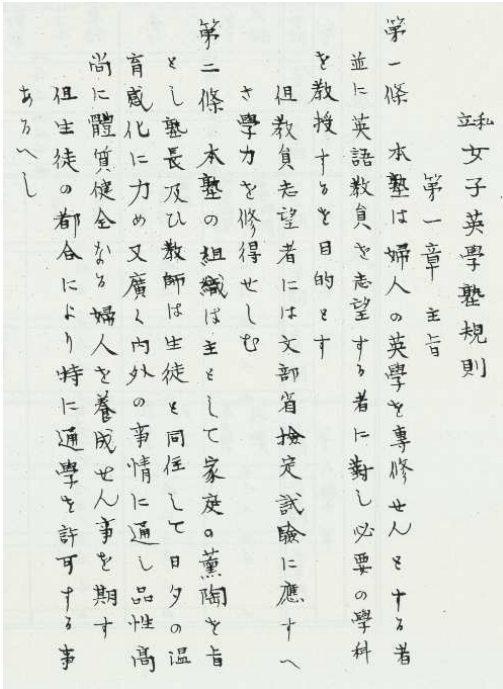
<sup>7</sup>「予科設置に関する凌霜会の文部省当局への陳情書」『神戸商大新聞』(1939年7月25日)。

# 戦前期日本の女子専門学校の教育理念及び教育内容③

## 女子英学塾の教育理念

ママトクロヴァ ニルファル(早稲田大学)

### 1)女子英学塾<sup>1</sup>の教育目的



1900年の「私立女子英学塾規則」<sup>2</sup>の第1条に同塾の目的について、「本塾は婦人の英学を専修せんとする者並に英語教員を志望する者に対し必要の学科を教授する目的とす但し教員志望者には文部省検定試験に應ずべき学力を修得せしむ」と定めており、「英学を専修」することが同塾の掲げる基本の方針として位置づけられる。

創立者の津田梅子が考えていた教育の目的は幅が広く、

英語、英文学の専門知識を与えること、英語教育を通して女性の視野を広め、見識を養い、新しい時代で活動できる力を育むことなどであった。英語を主な教授科目に設定する理由として、アメリカに留学していたことはもとより、女性の指導者的存在の育成に注力するためでもあった。これは、津田が1900年に「開塾趣旨」<sup>3</sup>において「婦人に高尚な働きを与へるかういふ学校は、これからの婦人に無くてはならぬもの」と述べていることから窺える。

次に、女子英学塾創設の目的は英語教員を養成することにあつた。当時は中等教員資格を得るためには、高等師範学校卒業者以外は、教員検定試験に合格しなければならず、津田は文部省の「英語科」教員検定試験に合格できる教育課程を提供することを目標の一つにしていた。

また、津田が女性の教員を養成しようと志したのは、いわゆるミッション・スクールで女子教育の普及をはかろうとしていた外国人教師ではなく、日本女性による女子教育の開拓が必要という認識に基づくものであつた。これは、「日本女性の教育」<sup>4</sup>という講演記事に表れているが、当時女子教育の普及を目指していた宣教師たちの多くは、キリスト教、特に自分自身が属していた宗派を、聖書などを通して日本人女性に教え込もうという意向が強かつた。これはキリスト教の普及を恐れていた人々、特に上流階級の人に受け入れ難いことだったため、津田からすると、むしろ日本人女性が教員として育ち、女子教育の普及に関わったほうが効果的であつた。このためには、「やる気のある生徒を教える教員が不足しており、その理由は、教員を志望している女性がいるものの、彼女たちに高等教育を受ける機会が与えられていない」と述べ、女性指導者養成の必要性を訴えている。

「女子英学塾規則」の第2条は「本塾の組織は主として家庭の薫陶を旨とし、塾長及び教師は生徒と同住して日夕の温育感化に力め、又広く内外の事情に通じ、品性高尚に体質健全なる婦人を養成せん事を期す」となっており、これは津田が、津田英学塾の生徒と日常生活を共にすることによって、生活の中で教育を行うことを意味していたのである。

## 2)津田梅子の教育精神

上述の「開塾趣旨」において津田の教育精神が如実に表れているが、まずは立派な校舎や設備より、教師の教育に対する熱心さと学生の真摯な研究心こそが、教育において何よりも大切であると述べている。この発言は女子英学塾が開校された際の校舎や設備と一致しており、面積の小さい民家を

借りて校舎として使用していたため、通常の教室や図書室もなければ、学校らしい設備もほとんどなかった。しかし、津田は、熱心な教師と真面目な学生さえいれば「真の教育」は出来ると確信していた。次に、少人数教育を重視しており、学生一人ひとりの特質や個性に従って教育または指導することを理想としていたことがわかる。個性に応じて「真の教育」を与えるために、一貫して学級の生徒数を制限していた。

そして、英語教員を養成し、経済的に自立した女性の育成を目指したことが教育精神の主軸であった。女性が職業をもつことは一般的でなかった時代であったため、津田は卒業生を中等教育界に送り出して、女性の社会的活動の場を、まず教育界で開拓しようと考えた。さらに、「完き婦人即ちall-round women」としての女性の育成を理念として掲げた。つまり、専門的知識を学ぶことにより、その思考が偏狭的になりやすいため、専門以外のさまざまな事物についても知識を得ることが重要であると説いている。専門知識を与えることが主目的であったが、それと同時に人間の人格、円満な人格の形成を志していた。

さらに、日本の女性に欠けているのは、自信と独立心であると津田は実感していた。そのためには「精神力を鍛錬」することが必要であると考えていた。ここで言う「精神力」には理性つまり推理力、判断力、意志の力などが含まれる。生徒たちに自ら判断し、決意し、実行することを求め、その力を付ける訓練を行っていた。新しい時代をリードすることができるのは、自主的に行動し、独自の思考を展開し、行動の結果に責任をもてる、強くてたくましい女性であった。津田はそのような女性を育成することを役目とし、指導した。

以上のように、津田が理想としていた「女性像」とは、幅広い知識を取得できたオールラウンドな女性、精神力が強く、独立心のある女性、そして社会で能力を発揮できるような経済的に自立した女性であった。当時の女子高等教育にみられた婦徳の養成とは異なり、職業的資格を身につけることに重点を置いていたことがいえる。さらに、幅広い見識を養うことを目標にしていたこ

とから、単なる職業婦人ではなく男性と匹敵する職業婦人の育成に力を入れていたといえることができる。

### 3)教育精神の具体的方策

津田は女子英学塾において英語・英文学を通して欧米思想を理解させようと心掛けていた。欧米思想を教えることによって女性の教養を高めようと考えていたからである。英語・英文学を学ぶことによって、日常の生活や国際慈善に役立ち、翻訳できない思想さえ理解できるようになることで、欧米の思想と考え方などを理解する鍵を得、高い倫理思想を獲得することに繋がると理解していた。津田にとって英語教育とは、より高度な知識や倫理を獲得するための手段でもあった。

津田の話の中に「高度な教育」、「高等教育」というキーワードがしばしば登場するが、津田は女子英学塾を創設する以前は華族女学校と女子高等師範学校に勤務しており、日本の女性に対する教育の内容に不満を抱いていた。これについて「女性に対する教育、特に高等女学校の教育内容は一般化してきていたので、私は女性のために高度な教育と特別な訓練が必要と強く感じた。そのためには良い教師と広い視野、特に西洋思想の知識をもっている女性がとても不足していた」と述べている<sup>5</sup>。

一方、津田は専門知識の教授、欧米思想の導入、独立心の涵養などとは性質の違う教育、すなわちいわゆる「家庭的薫陶」も重要視し、実行した。ここでいう「家庭的薫陶」とは家事、裁縫、料理、礼儀作法の教育と考えられるが、津田は寄宿舎生活を利用してこのような教育にも力を入れた。その理由はいくつか考えられるが、当時において女性の一般教養として身に付けなければならない知識・技能であったため、「オールラウンド」な女性を育成するために必要だと考えたのだろう。次に考えられるのは、女子生徒が社会に出て仕事をする際、または結婚生活を送る際に批評を受けないようにするためである。当時は家事、料理、裁縫、礼儀作法などは結婚後の生活に必要な知

識・技能だったが、社会に進出して仕事をするときでさえ、このような教育は役に立っていた。たとえば、地方の女学校などに就任した卒業生は英語のほかに、修身や編物なども教えることが多かった。また、礼儀作法は女学校の教員として当然知っておくべき教養として求められていた。

「開塾趣旨」において述べているように、専門学校で教育を受けた女性はその数が極端に少なかったため、世間の批評を受けやすく、津田はそれらが女子高等教育の進歩を妨げる要因になりかねない、と恐れていた。世間は「日常の言葉遣ひとか他人との交際振りとか礼儀作法とか服装とか——かやうな細かいことを批評して、全体の価値を定めやうと」するため、これらに注意するよう呼びかけていた。

最後に、津田は、女性の自立と地位向上にキリスト教を役立てようとした。彼女は、日本の「男尊女卑」的な社会を強く否定した。そして、その根源は儒教と仏教にあると考えていた。女性の地位向上に儒教や仏教の教えが妨げになっていることや、女性の地位向上のためのキリスト教の重要性を強調した。講演記事「日本人女性の教育」<sup>6</sup>において日本の女性の地位向上のために「キリスト教と教育」が不可欠であると断言している。

津田がもっとも力を入れていたのは教師と生徒の人格の接触によって得られるキリスト教的精神の豊かな大学生活を作り出そうとすることにあった。

---

1 1933年に「津田英学塾」と改名している。現在の津田塾大学。

2 東京都公文書館所蔵。

3 「開校式式辞」『津田梅子文書』、pp2～3

4 「The Education of Japanese Women」1891年の記事、『津田梅子文書』、英文、p26

5 女子英学塾同窓会『会報』記念号、1910年、英文、p1

6 前掲記事「The Education of Japanese Women」、pp18～33

## 「学生寮の時代」⑦

### 一大正時代の寄宿舎研究一

かなざわ 金澤 ふゆき 冬樹(東京理科大学職員)

#### ●初年次教育と学生寮

新学期も始まり、大学のキャンパスにも新入生の姿が目立つ季節である。地元を離れ、慣れない街での新生活に、大きな期待と同時に、大きな不安もあることだろう。学生生活を軌道に乗せることは、簡単なようで簡単ではない。

昨今、各大学では新入生に向けた「初年次教育」が盛んに取り組まれている。その中には学生寮を活用したのも注目を集めており<sup>1</sup>、各大学で様々な実践が行われている<sup>2</sup>。ただ、初年次教育における学生寮の取り組みが進む一方で、必ずしも学生寮研究は充実していない。各大学での貴重な実践がある一方で、それらは各大学で共有されているのであろうか。また、旧制から戦後にいたる教育機関の学生寮の様態については、明らかになっているとは言い難い。

#### ●「真面目な研究がなされていない」

では学生寮については、どのような視点で研究を進めることができるのだろうか。ここでは、大正期に発行された滝浦文弥の『寄宿舎と青年の教育』<sup>3</sup> (1926年)を見てみたい。同書は様々な寄宿舎の実践が取り上げられた書で、著者の滝浦の実践・経験を土台として、多様な観点から寄宿舎が論じられている。

滝浦は、寄宿舎の実践家である。基督教青年会主事として学生寄宿舎の「管理指導」に従事し、第三高等学校教授に着任してからは生徒監として寄宿舎の監督も務めている<sup>4</sup>。また同書内では全国の学校寄宿舎が取り上げられているが、滝浦自身も実際に各地の寄宿舎へ視察に出向いている。また、



「予は単なる研究に満足する者ではなく、近く自ら家庭的寄宿舎を開設して主張の実現に努力せんと欲する者」とも述べているように、実践を前提にした記述も多い<sup>5</sup>。

では、滝浦は同書でどのような論を展開しているのだろうか。滝浦はまず、現状の学生寄宿の不振を指摘し、「寄宿舎が今日人に嫌われたり、棄てゝ顧みられないのは、其の建築、組織、管理法、監督等について、真面目な研究がなされていないためではないか」と述べている。また、「徒に文字の教授や、言語に囚はれた教育が、真の教育ではないことは分り切つたことである。さう分明して居るに關はず、寄宿舎教育が依然として重要視されてゐないことは、何としても不審に堪へない」と述べ、「教育学者が等閑に附し」ている状態に対して疑問を投げかけている。その上で、

中等学校や高等学校は、青年の品性建設時代を過ごす所である。所謂「鐘がまだ熔解状態に在る」大事な時期を過ごすのである。然るにこの時期を混沌無秩序な、誘惑の多い社会に打棄て置いて、口に人格教育を唱へるのは、無責任の甚だしいものではなからうか。苟くも、青年の幸福進歩に留意する者は、一日の一小部分を過すだけな学校の教育で満足が出来ようか。二時間や三時間の授業をして、それで義務が果たせたと思ふなら、教育は極めて容易いものだ。吾々は学校外の学生生活一家庭、下宿屋、寄宿舎等の一に就てもつともつと考慮せねばならない。

と述べ、寄宿舎教育の重要性、それに先立つ寄宿舎研究の意義について論を進めている<sup>6</sup>。

## ●何を論じているか

では滝浦は寄宿舎の何を論じたのであろうか。ここでは、同書の目次を概観してみよう。

## 緒論

寄宿舎研究や寄宿舎教育の目的などが論じられている。

### 第一章 寺子屋及家塾の教育

咸宜園や松下村塾など、江戸期以前の私塾や寺子屋が取り上げられている。

### 第二章 欧米の寄宿学校及寄宿舎

英、独、仏、米の寄宿学校(パブリックスクールなど)が取り上げられている

### 第三章 我国の学生寄宿舎

学校寄宿舎(一高や三田中学校、日本女子大学など)、校外寄宿舎(同郷団体、宗教団体、修養団体)、留学生寄宿舎、社会教育としての寄宿舎(テント村やセツトルメント・ハウス)など。

### 第四章 学生寄宿舎以外の寄宿舎

寺院や修道院、軍隊、商店や工場などの寄宿舎。

### 第五章 二大教育家の学校改革

トーマス・アーノルド、ウツドロウ・ウイルソンの実践。

### 第六章 舎監論

寄宿舎監督のあり方、舎監の人物のあり方(正義断行、熱愛、信念信仰)、舎監の養成について。

### 第七章 修養方と娯楽

慈善社会事業、農作業、スポーツ、旅行遠足、酒、寮歌など。

### 第八章 食卓教育

パブリックスクールなどを例に、食事作法などによる「品性修養」について。

### 第九章 炊事及賄方の研究

請負制や自炊制、賄方の待遇など。

## 第十章 建築及設備

1人部屋か2人以上の部屋か、自習室などの設備、都会か郊外か寄宿舍の立地など。

## 第十一章 寄宿舍の維持発展の為に(特に婦人に訴ふ)

女性の設立した学生寄宿舍が「好成績を収め」ており、男女共学の時代における「婦人の感化」の重要性を指摘。

## 第十二章 下宿屋の研究

下宿屋の風紀、食事、設備の問題点などを指摘。

## 第十三章 最後に

## 第十四章 余録

以上、頁数は400頁を超える構成になっている。欧米諸国や近世日本の「寄宿舍」を論じる一方、舎監や炊事、設備などが、様々な寄宿舍に関わってきた著者ならではの視点で、各項目が具体的に検討されている。

今後は、滝浦が各項目においてどのような分析を行っているか、検討していきたい。

---

<sup>1</sup>望月由起「学生寮の機能多様化と大学のストラテジー」『リクルート カレッジマネジメント』183,2013年。

<sup>2</sup>例えば、2年生の室長制や寮行事を通じて新入生が学生生活を送る順天堂大学の取り組みなど。長岡功、松本顕「学生寮(教育寮)と新入生キャンプ—順天堂大学のとりくみ」『大学時報』5月号2015年。

<sup>3</sup>滝浦文弥『寄宿舍と青年の教育』単純生活社1926年。

<sup>4</sup>同上書p2-3。

<sup>5</sup>同上書p5。また、実際に自宅へ「十数年来自宅に一人二人、時には三、四人の学生を同居させて居る」と述べられている。同上書p115。

<sup>6</sup>同上書p3-7。

# 東京帝国大学農科大学(学部)実科の独立運動

## —帝国議会への請願運動③—

まつしま てつや  
松嶋 哲哉(日本大学 研究員)

### はじめに

東京帝国大学農科大学(学部)実科は、1922年に宇都宮移転問題が浮上するや議会への請願運動を再開した。前号では、帝国議会に提出された建議案と予算分科会における実科独立議論を明らかにした。本号では、建議案が付託された「東京帝国大学農学部実科に関する建議委員会」における議論を明らかにしていきたい。

### 1. 高等教育機関拡充政策と実科独立

委員会では、実科独立の論理として実科独立が政府による高等教育機関拡充政策と矛盾しないということが主張されていた。福井甚三は、「各実業専門学校を増設し、既設の専門学校を昇格し、研究科を新設せんとせらるゝ」ことは「大いに多とする」のであるから実科の独立が必要であると主張した<sup>1</sup>。この論点は前号でも論じたように、有馬が建議案を衆議院に提出したときに語られていた論理である。

しかし、文部省側は実科独立と政府による高等教育機関の拡充政策が同質ではないと説明する。政府側委員として出席していた松浦鎮次郎は、「実は先年六年計画に於きまして、沢山の農業学校も増設されたのでありますが、是は御承知の通り専門学校の収容力を増すと云ふ意味で」あることを強調する<sup>2</sup>。つまり、実科を独立させたとしても、専門学校の収容力が全体として増加したことにならないため、「別に説明するまでもなく計画の目的が違つて居たのであります」<sup>3</sup>と述べ、政府の高等教育機関拡張政策と実科の独立が同質でないことを指摘するのであった。

しかし、松浦は実科の独立に否定的だったわけではない。野澤伝一郎の「結局は矢張独立された方が宜しいと云ふ事に御認めになつて、唯々此財政上の都合上、どうも実現するに至らぬで居る」のではないかという質疑にたいして、松浦は「大体に於ては左様に御解釈になつて宜しうございます」と明言したのである<sup>4</sup>。

## 2. 実科独立へ向けた具体的な議論

文部省は、実科を独立させる方針ではあるが、財政上の問題から直ちに独立させることが難しいことを言明した。予算上の問題点は残ったが、ここで実科の独立が文部省方針として明確に示されたのである。これを受けて、委員会では実科独立に向けて具体的な議論行われる。それは、実科独立が「いつ」・「どこ」で実現されるかという論点であった。

「いつ」実科独立が実現するのかといった問題に対しては、委員は翌年の予算計上を要求する。しかし、松浦は明確な態度を示すことはせず、「今日の所遺憾乍ら御答申上げ兼ねます、当局としては誠意を以て、又熱意を以て此問題を考へ度いと思ひます、それ以上の御答は今日一寸致し兼ねます」と答えるのみであった<sup>5</sup>。

さらに委員たちは、独立した場合、新たな専門学校を駒場に設置することを強く求めていた。福井は、「現在の駒場に於て、此儘独立せしむると云ふことは最も必要であり、又適切であると」と指摘する<sup>6</sup>。さらに、松下禎二は、明治天皇が臨幸した駒場の地から移転させることは思想上問題であると指摘し、本科を第一高等学校に移転させる計画を引き合いに出し、実科を駒場で独立させることは容易だと主張するのであった<sup>7</sup>。

しかし、松浦は設置場所に関しても明言することを避けていたばかりか、暗に駒場から移設される可能性を示していた。松浦は、「学校の校地と云ふものが、所謂学校の学風と申しませうか何と申しませうか、其上から見て為す

べきものでないと云ふ事は是も如何なるものでありませうか、私共はそれ程に考えて居らぬ」と述べるのであった<sup>8</sup>。

実科の独立を明言するものの、「いつ」・「どこ」において独立するのかを明言しない文部省側に対して、委員会では予算捻出の議論にまで踏み込む。松浦は、実科独立の経費として20万円くらいの予算が必要なことを明らかにしており<sup>9</sup>、その経費をどのように捻出するかが議論となった。今泉嘉一(委員長)は、大学の演習地に注目し、「農学部に属して居る所の実習林並びに田園等」は「実際の管理は実科」でやっていることから、その演習地を実科に譲渡し、その経常収入69万円、臨時収入16万円を用いることを提案する<sup>10</sup>。

しかし、松浦は今泉の提案を断固として拒否する。その理由としては、第一に実習地は大学の資産であり、他に譲渡することができないこと、第二に実習地は本科(学部)においても必要不可欠であるためであった。さらに松浦は、「大学で要らぬといふことでありさすれば、特別の考え方もありますが、大学で要らぬと云ふことは決して申さないものであります」とし、大学側が手放す可能性がないことに言及し、今泉案が実現不可能であることを強調するのであった<sup>11</sup>。

## おわりに

以上、委員会での議論では、松浦が実科独立の方針を明言し、実科独立のための具体的な議論も見られたのであった。実科が独立する場合、「いつ」・「どこ」に設置するのか、また予算をどのように確保するのかといった問題まで議論されていたのである。

しかし、一連の議論において文部省は、独立の方針を明言するものの、具体的な内容論となると、明言をさけるのであった。そのことによって、事実上の独立を留保するのであった。

このような議論を経て、委員会は満場一致の議決で通過、1923年3月24日、衆議院本会議に上程され満場一致で可決される。しかし、これをもって実

科の独立が実現するわけではなかった。実科の独立には、後12年の歳月を要するのである。

---

1 駒場校友会編『母校独立記念号』1936年、209頁。

2 210-211頁。

3 215頁。

4 215頁。

5 225頁。

6 210頁。

7 217-218頁。

8 219頁。

9 217頁。

10 230頁。

11 228-234頁。

## どんなことが「自治ではない」とみなされたのか(14) —東京府尋常中学学友会雑誌にみる生徒の言説(その2)—

とみおか まさる  
富岡 勝(近畿大学)

東京府尋常中学校の『学友会雑誌』第1号(1891年11月26日刊行)から第20号(1896年9月23日刊行)の記事を通して、同校生徒たちの学友会に関する言説からどのような自治論が見られるかを検討している。

前号では「人は人物と成る可し芸者と成る勿れ」(第2号)とる「学友会雑誌の価値」を見てきたが、勝浦が学友会に期待した「社会制裁」の基礎の形成や「親睦友愛」の情で結びつきながらの「精神的訓練」の2点に関して、学友会の活動を通して具体的に呼応しようとする生徒の言説はほとんど見られなかったと述べた。

では第20号までの『学友会雑誌』において、生徒たちは学友会の活動に関して何を主張していたのだろうか。その代表的なものは、以下の紹介するような、生徒の道德面に対する生徒自らへの批判であった。

例えば、第4号(1892年7月8日刊行)に掲載された「撃鉄生」というペンネームの生徒による「諸君の反省を望む」という文章がある。この撃鉄生は、次のように例を挙げながら生徒の道德的腐敗を指摘する。

余聞く我が会員中某なる者は路頭の婦女子の醜美を評し甚だしきに  
至つてハ之れと戯るゝに至ると然れとも生は元より潔白清廉なる我が学  
友会々員中に斯の如き人なきを信ずと雖とも其の事稍々可き点あるを  
如何せん故を以て生は聊か諸君を疑ハざる能ハざるなり若し果して我  
が会員にして之の事実ありとせんか諸君ハ真に破廉恥の極に達したる  
人と云はざる可からず余ハ又目撃せり吾が会員中或る人は悪を悪と知  
り乍ら強情を張り暴威を以て人を劫す又或る人ハ悪事とハ知り乍ら暴威



を怖れ之に詭ひ奸佞に従ふ者あるを嗚呼何ぞ諸君の精神の腐敗せるや何ぞ其の徳義の腐敗せるの甚だしきや何ぞ其の名を軽んずるの甚だしきや何ぞ諸君の斯く怯弱なるや何ぞ諸君の言行一致せざるの甚だしきや諸君は徳義を棄て、偏に学問のみを以て大事を成就し得可しと思考せらるゝや<sup>1</sup>

第9号(1893年11月5日刊行)には「劍禪」というペンネームの生徒による「今日の学生禽獸に近し」という一目を惹くようなタイトルの文章が掲載されている。なお、ここでいう「学生」の語は、大学生等に限定するというよりも、中学校生徒も含む幅広い概念として使われているものと思われる。

劍禪は、今日の学生は学んでいないので禽獸に近い存在であると主張する。もちろん学生は小学校以来の学校教育を受けるとともに「理化工芸の蘊奥を究め」ている存在であるが、「理化工芸」は枝葉末節に過ぎず、それだけでは不十分であるとして、劍禪は次のように述べる。

彼輩ハ書を読み字を知れり加之のみならず古人の未だ知るに及ざりし理化工芸の蘊奥を究めり然れども余は未だ学ひたりとハ云はざる也彼等の日夜刻苦勉勵する所以の者ハ利の為にし欲の為にす彼輩は己の為にだにせず況んや邦家の為め天下蒼生の為めにをや悲哉天下濟々乎として皆然り彼輩の学を云ふは理化工芸のみ枝葉のみ学の本義決して此の如き者に非ざるなり<sup>2</sup>

劍禪は、「理化工芸」よりも重要なこととして「道」と「誠」を次のように挙げる。

(人の)其禽獸と別つ所以の者は其れ唯道に之れ由るのみ〔略〕人の性固と善然れども学はざれば即ち悟らず欲を縦にすれば即ち違ふ其不善を為すは外物の浸汚するに依るのみ学は即ち道を知るの謂其理化工芸の如きは抑末のみ<sup>3</sup>

道とは何ぞ中庸に曰く誠者天之道也誠之者人之道也と道の本は夫れ至誠のみ夫の忠信孝悌義勇礼讓の如き尽く此の至誠の発露周流せしに外ならず<sup>4</sup>

以上のように劍禪は述べた上で、今の学生が「誠」に乏しいことを次のように述べる。

今の学生は果して誠ある乎試に之を交友の間に徴せん

夫の固きこと金鉄に比し香しきこと蘭薫の如き交ある者果して何処にか在る隠険、排擠讒諛の如きあらゆる悪徳の醜文字ハ尽く交友の間に用ふるるゝに非すや〔略〕利に集る蟻の甘に就くか如く餓鴉の屍に集るか如く義を知らざる魚の山を知らざるよりも甚し交友の間水よりも危く山よりも険なり<sup>5</sup>

このように学生たちは「誠」に乏しく「道」を知らないため、「今日学生禽獸に近し」と劍禪は述べるのである。

以上、前号に続いて第20号までの『学友会雑誌』において、生徒たちが学友会に関連して述べている文章を紹介してきた。ここから見えることは、少なくともこの時期は生徒たちが学友会を自治的活動として捉えている文章はほとんどない、ということである。「道徳的腐敗は、東京府尋常中学校の学友会の会員とは言えない在り様であるから互いに謹むべきである」というメッセージだけが行き交っていた状態なのかもしれない。

---

1 『学友会雑誌』東京府尋常中学校学友会、第4号、1892年7月8日、11頁～12頁。

2 『学友会雑誌』第9号、1893年11月5日、2頁～3頁。

3 『学友会雑誌』第9号、3頁。

4 同書。

5 『学友会雑誌』第9号、4頁。

## アクティブ・ラーニングに思う

こみやま 小宮山      みちお 道夫(広島大学)

今年度迎えた職場での数ある大きな変化のひとつに、クォーター制の導入がある。昨年度は試行的に一部の授業に導入され、セメスター制の授業も選択できたが、今年度から教養教育は全てクォーター制で実施することになった。2001年から開講してきたオムニバス形式の自校史教育の授業「広島大学の歴史」は、全学必修化をめざして拡大路線を歩んできた。それは大学史編纂に関わった経験から理解した所属大学の魅力を考えるに連れ、あまりにも学生たちが自校の歴史を知らないまま卒業していく姿を勿体なく感じたからである。不本意入学者たちの自己肯定感の欠如、偏差値ランキングに毒されたものの見方をする学生の姿、恵まれた環境にあるにも関わらず平均的な特徴のない地方の大学に居ると思い込んで不満だけをため込む学生を見かけるにつれ、全学生に一度は自校史を伝える機会を提供したいと思ったのである。そして大学教育批判の典型ともいえるマスプロ教育の形式でありながら、いかに有効な教育を提供するかを考えてさまざまな工夫を重ね、次第に受講者数を増やし最大時には900人を超える受講生を持つ授業となった。その後250人以上の授業は原則なく方針が大学で決定されたため、ここ数年はその上限に止まるようになり、今年度の改変を迎えることとなった。開講後10年間の歩みについての詳細は広島大学文書館編『広島大学自校史教育実施報告書 2001～2010』(上・下、2011・2012年)を参照願いたい。

さて、クォーター制、ご存じの通り1年を4期に分け、従来半年間で15回開講していた授業をその半分の期間で行わなければならない。必然的に曜日をはけるか連続で行うかして週に2回授業を提供することになる授業である。マスプロ授業を2コマ連続で実施するには相当の工夫がなければ学生たち

の集中力は持たないし、提供する側の教員の体力も持たない。持続可能性のスローガンはどこへやら、といった制度設計であるのが気がかりだ。学生も大変である。1日体調を崩せば15分の2回分欠席したことになる。さらには非常勤の掛け持ちで生計を立てている若手教員にとっても死活問題であろう。近隣の大学がそろってクォーター制を導入すればまだしも、授業時間と移動時間のやりくりがうまくいかなければどこかを辞退しなければならない。交通の不便な田舎では車が不可欠となる。クォーター制導入の本来の狙いが外れてしまって、巡り巡って非常勤の若手教員の芽を摘む締め出し行為になってしまったのではないかと危惧するところである。幸いにして困窮きわまる事例は周りに見かけることはなかったが、話が横道にそれた。

クォーター制導入により、従来週1回で考えていた授業の組み立ては大幅に考え直す必要が出てきた。加えて今期からはオムニバス形式ではなく、私がほぼ一人で講義を担当することになった。2月のシラバス提出時期に、当時抱えていた後期授業の175人分のレポート(52人は単位を諦めたようだ)を読んで成績をつけながら、クォーター制下になることの現実感を覚えられないままシラバスを考案した。というのも制度改変に伴い時間割が変更となり、いったいどれほどの受講生になるのか見当もつかないからである。一応教養教育の時間割は4期間全てで開講されている授業の案を見て、より多くの受講生が見込める時間帯を申請した。机上の空論では1,368人に空き時間が生じている第1ターム(第1四半期)最大の時間帯の選択であった。昨年同様収容定員上限250人ほどの受講生が集まれば、嫌らしい話ながら教員評価としてはポイントを守れる。しかし運営は厳しくなる。そしてその場合には受講生の集中力を保たせることと自身の喉の管理が心配ではあるが、従来どおりの一斉教授法に徹するのが無難だろうかなどと考えていた。

もう一方で、ほぼ自分一人で授業を構成できるので、せっかくの機会だから新機軸の内容を展開したいとも考えた。具体的にはグループワークとフィールドワークの導入である。平成24年8月の中教審答申「新たな未来を築く

ための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」に盛り込まれて以来、猫も杓子も口の端に乗せ始めたアクティブ・ラーニング、実際各大学の中期計画にはすぐにこの言葉が踊りはじめたし、所属大学でも同様で、さらには我が職場の中期計画でもアクティブ・ラーニングの実現をうたうこととなった。見事なまでの上意下達である。計画にうたったからには実現することは必須である。についてはその実現に向けて、自己流ながら試行してみたいと思ったのである。

実は数年前からアクティブ・ラーニングや反転授業などを扱う、所属大学のFD研修にできる限り顔を出し、今大学教育に何が起ころうとしているのかについてアンテナを張ってきた。いろいろと評判のようなので、何か目から鱗のような御利益が得られるのではと思ったが、期待が高すぎたのか欲が深すぎたのか、思ったほどの感動や転用可能なヒントは多くはなかった。20年以上前の授業の良さの根底を突き崩すようなものはなく、悪く言えば一方的に教師が話す割合が減っただけのようなものである(反転授業の手法としての特異性は別だが)。その意味では所属大学の昔の授業が先進的だったのだろうか。真相は不明である。

学生が能動的に取り組める授業を考えれば7～8名単位10グループ位の7～80名程度が適正の上限だろうか。その場合、教員評価のポイントは下がる、しかし学生自身にはメリットも大きい。一斉教授と比べても一長一短である。中途半端に150人くらいが集まってしまったらどうしようか、などと考えながら授業初日を迎えることとなった。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』  
刊行要項(2015年6月15日現在)

- 1.(目的)広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
- 2.(記事のテーマ)記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
- 3.(刊行頻度・期間)研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
- 4.(編集委員会・編集世話人)発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は冨岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
- 5.(執筆者)執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
- 6.(記事の責任)記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごまねに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
- 7.(記事の種類・分量)記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
- 8.毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
- 9.ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。  
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
- 10.ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
- 11.以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

選挙権年齢が18歳になったことを受けて、高校などでは「主権者教育」の取り組みが進められています。渋谷教育学園渋谷中学高等学校では、実際に生徒が政党を結成し、政策をもとに選挙を行い、内閣を組閣するユニークな授業を始めたとのこと。そういえば、明治時代にも旧制高校などでは「擬国会」という同じような活動がありましたね。当時の資料を見ると、かなり具体的かつ熱心な議論が行われていたようです。当時の旧制高校生が重視した「自治」と、現代における「主権者教育」の理念の比較も興味深いです。

(金澤)

ネット小説からアニメ放映(2013年)もされた「まおゆう魔王勇者」第9話の印象的な1コマ。主人公@魔王(魔界の女王)の身代わりに扮したメイド姉(農奴出身の女性)は、人間教会の異端者として民衆面前で激しく鞭で打たれ罵倒される。集まった民衆らも、異端者の彼女に石を投げつけるよう強要される。それに対して、彼女は「投げようと思うなら投げなさい。この狭く冷たい世界の中で、家族を守り、自分を守るために、石を投げるが必要なこともあるでしょう。私は、それを責めたりしない。その判断の自由も、また人間のもの。…しかし、『他人に言われたから』『命令されたから』という理由で石を投げるといふのなら、その人は『虫』です!」と叫ぶ。人として生きることの誇りを感じますね。(谷本)

先日、入学試験の試験監督をしました。今から約100年前の1918(大正7)年3月改正の『早稲田大学規則便覧』には、今後、同大学の予科は中学校卒業生にも入学試験を行うと明記された。(これまでは、中学卒業生は理工科を除き無試験入学が許可されていた)。その理由は原級に止まる者が比較的多数なので遺憾とのこと…。キャンパスにあふれる受験生を見ながら、さらに大学の入試制度が問われる今日、考え深いものがありました。(山本剛)

今年度から教職大学院で教育実践の研究をしている大学院生を対象にした授業を1コマ担当することになりました。本務校で主に1・2年生を相手におこなっている「特別活動の理論と方法」と同じシラバスで始めたのですが、やはり大学院生からの質問を受けると大いに刺激を受けます。先日は「歴史から学ぶということが教育実践研究をしている大学院生にどのようにかわるのですか」という趣旨の質問をもらいました。この質問に対して私の見解を述べることはすぐできますが、質問してくれた人に心から納得してもらうのは

簡単ではないと思います。授業の充実を通して「歴史から学ぶことが現代の教育実践を支えてくれることがある」ことを実感してもらえよう、毎週試行錯誤したいと思っています。(富岡)

今号は趣向を変え(変えざるを得ず)、今直面している状況(研究が進んでいない言い訳)を記載しました。明治期の雑誌をまねて途中で終わっています(紙幅と執筆能力&時間とを天秤に掛けたの最大量です)。多くの場合「(以下次号)」と末尾にありますが、突然中断して2、3号後に突然「(第〇号ノ続)」と出てくるあのパターンですね。続きは次号かもしれませんが。ところで前号神辺会員のコラムに何らかの反応をと考えていましたが、身近な話題ながら新情報も特になく現状では遠慮しました。何か情報が入り次第コメントを寄せたいと思っています。(小宮山)

本ニュースレターを印刷される場合、Adobe Reader などのソフトの「小冊子印刷」機能を使って A4 サイズ両面刷りに設定することで、A5 サイズの小冊子ができます。